

避難所運営について

1 避難勧告と避難指示の違いは？

種類	拘束力	発令状況	住民行動
避難準備情報	弱	特に避難行動に時間をする方が避難を開始する段階である。 <u>事態の推移によって避難勧告や避難指示を行うことが予想される。</u>	特に避難行動に時間をする方は計画された避難場所へ避難する行動を起こす。その他の方は <u>避難準備を進める。</u>
避難勧告	中	<u>人的被害が発生する可能性が明らかに高まっている。</u> 居住者に避難を促す必要がある（強制力なし）。	対象地域の住民の方は計画された避難場所へ避難する行動を起こす。
避難指示	強	<u>人的被害の発生が非常に高いと判断される。</u> 被害の危険が切迫している。	<u>直ちに避難行動をとる。</u> 時間的余裕のない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

- ※ 1 天気予報等で予測ができる災害の場合は、避難勧告や避難指示の前に必ず避難準備情報が発表されます。
- ※ 2 避難準備情報の発表があり、その後避難勧告や避難指示が出た場合は、「非常持ち出し袋」等を必ず持参してください。（避難前に十分な準備をして避難行動を取ってください。）
- ※ 3 地震等で突発的に避難を迫られる状況では、避難所への行政による緊急の支援が実施されますが、この場合でも十分な支援が開始されるのは、早くても発災から 3 日後といわれています。
- ※ 3 夜間や河川の増水、氾濫時は無理に避難する方が危険な場合がありますので、周囲の状況を確認して安全を第一に考え避難行動に移るようにしてください。

2 避難所の種類

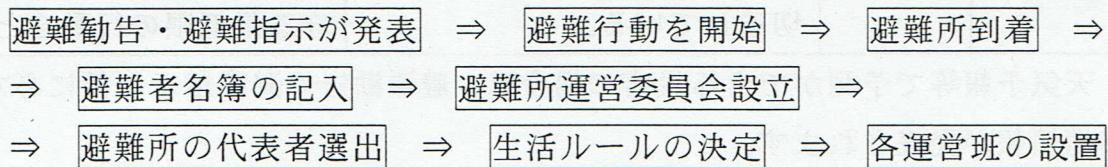
種類	受け入れ
第一次避難所	災害被害を受ける又は受けるおそれのある場合に <u>生活救済を図る応急生活の場所</u> となる。
第二次避難所	大災害において、 <u>第一次避難所が受け入れ能力を超える場合</u> 又は倒壊等により使用できない場合に開設される。
広域避難所	災害が広域にわたって人命に被害を及ぼすと予想される場合に <u>大規模な避難所として開設</u> される。
地域避難所	災害被害を受ける又は受けるおそれのある方を <u>一時的に受け入れる</u> 。
福祉避難所	災害被害を受ける又は受けるおそれのある <u>障がい者、要援護者等</u> を <u>一時的に受け入れる</u> 。

※避難する際は「徒歩で」が原則となっています。

3 志手原校区周辺の避難所は？

- 志手原小学校（第一次避難所）
- 上野台中学校（第一次避難所）
- 有馬富士共生センター（第一次避難所・地域避難所）

4 避難所運営とは？



※ 避難所には学校施設管理者と市職員2名が派遣されていますが、避難所運営には避難者の皆さんの協力が必要です。

5 非常持ち出し袋の中身は？

- ①現金 ②ポリ袋 ③ウエットティッシュ ④トイレットペーパー
- ⑤油性マジック ⑥ガムテープ ⑦ホイッスル ⑧懐中電灯 ⑨携帯ラジオ
- ⑩乾電池 ⑪ライター ⑫常備薬 ⑬生理用品 ⑭ヘルメット ⑮軍手
- ⑯衣類 ⑰雨具 ⑱タオル ⑲水 ⑳非常食 ㉑リュック